## 佐賀県規則第26号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則 佐賀県農林事務所管理規則(昭和40年佐賀県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(職制)	(職制)
第6条略	第6条略
2 · 3 略	2 • 3 略
4 杵藤農林事務所に農林調整監を置くことができる。	
(職務)	(職務)
第7条 略	第7条略
2 農林調整監は、上司の命を受けて、農林事務所の分掌事務の一	
部を掌理する。	
<u>3~8</u> 略	<u>2</u> ~ <u>7</u> 略
(所長の専決事項)	(所長の専決事項)
第9条略	第9条略
2 農林調整監、副所長、課長及び課の係長は、所長が専決するこ	2 副所長、課長及び課の係長は、所長が専決することができる事
とができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができ	務のうち、所長が定めるものを専決することができる。
る。	
3 略	3 略

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。